

平成22年度高齢者虐待の状況について

平成23年7月19日
高齢者支援課

1 趣旨

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成18.4.1施行)」(以下「法」という。)第25条に基づき、市町からの報告を受け県内の平成22年度の状況の取りまとめを行った。

2 市町からの報告の概要

市町の役割は、高齢者虐待の相談を受け、関係機関等と調整を行った上で、虐待を受けた高齢者への対応及び虐待を行った者への指導・助言を行う。また、その虐待の内容等を県に報告する。

<集計の概要>

対象者：県内在住の65歳以上の高齢者
対象期間：平成22年4月～平成23年3月
内容：施設内虐待(養介護施設従事者等による高齢者虐待)、家庭内虐待(養護者による高齢者虐待)の区分ごとの件数及びその内容等

3 集計結果の概要(詳細は「2ページ」参照)

(1) 施設内虐待

- ① 件数…3件 [平成18年度：2件、平成19年度：2件、平成20年度：0件、平成21年度：3件]
- ② 概要…虐待のあった施設は、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)で、虐待の内容は身体的虐待である。
- ③ 対応…市町が事実確認及び施設に対する指導を行い、施設から改善計画が出されるなど、状況は改善されている。

(2) 家庭内虐待

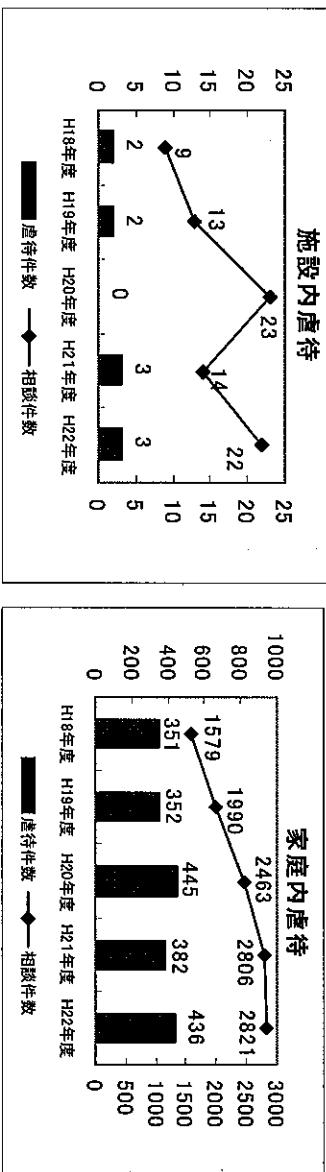
- ① 件数…436件
[平成18年度：351件、平成19年度：352件、平成20年度：445件、平成21年度：382件]
② 概要…虐待を受けた人は、女性が79%、年齢は75歳以上が71%、要介護認定を受けている人が67%、虐待の内容は、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、介護放棄、性的虐待の順である。
また、虐待をした人の統計は、息子、夫、娘の順となっている。
③ 対応…「虐待者からの分離を行った事例」が26%で、その内訳は「契約による介護保険サービスの利用(34%)」、次いで「医療機関への一時入院(21%)」の順であった。
「虐待者を分離していない事例」は48%で、その内訳は「見守り(経過観察を含む)(07件)」、次いで「養護者への助言・指導(84件)」となっている。

(3) 前年度との比較

施設内虐待…虐待件数は同件数の3件の発生であった。相談件数は増加した。

家庭内虐待…相談件数、虐待件数ともに増加した。虐待内容では経済的虐待が70件から106件に増加し、

また分離の対応方法としては、緊急一時保護の割合が4%から12%に増加した。



4 県の取組

市町及び関係機関と連携して、次の取組を引き続き推進していく。

- (1) 法の趣旨や通報義務等の定着を図るため、県民・市町・事業所等への普及啓発を推進する。
- (2) 相談窓口等について県民に広報し、虐待発生の防止と虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。また、複雑困難な事例については、広島県介護予防研修相談センターによる助言・支援を行う。
- (3) 市町や地域包括支援センター、施設職員等を対象にした研修等を実施する。
- (4) 経済的虐待の報告件数も増えていることを踏まえ、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用も視野に入れた高齢者の権利擁護を図る。
- (5) 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成するなど、認知症についても安心して暮らせる地域づくりを推進する。

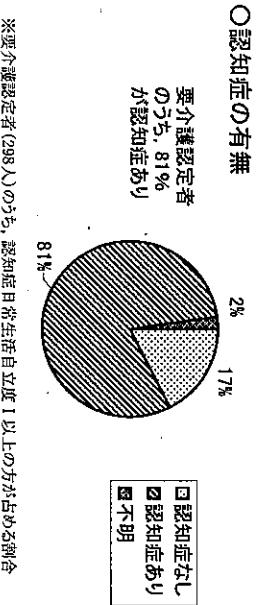
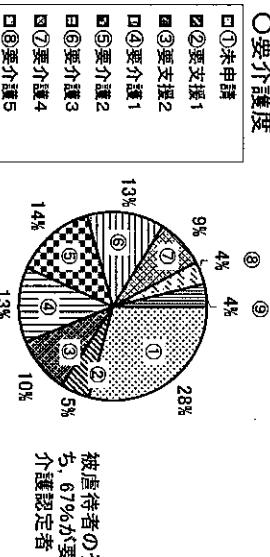
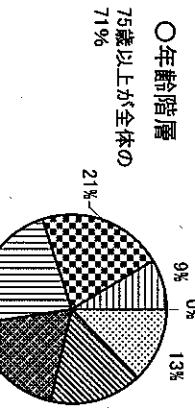
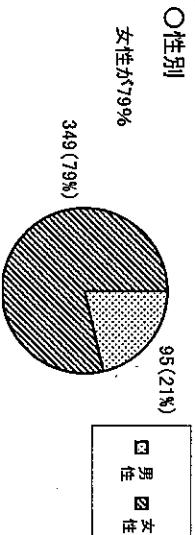
施設内の高齢者虐待の状況（公表義務あり）

<虐待を受けた人の状況>	
性別	男性 1人 女性 3人
年齢階層	75～79歳 2人 80～84歳 2人
要介護度	要介護1 1人 要介護2 1人 要介護3 3人
心身の状況	認知症 4人

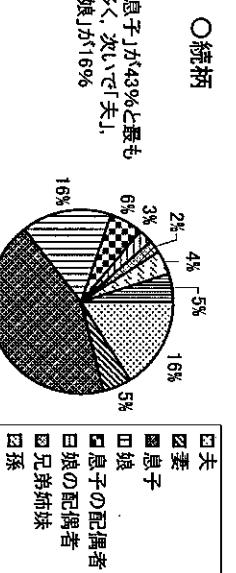
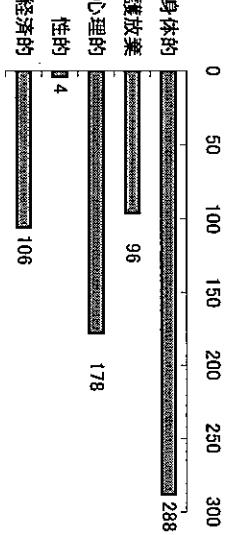
<虐待がとった措置>	
事実確認	3件
施設等に対する指導	0件
施設等からの改善計画の提出(依頼)	0件

家庭内の高齢者虐待の状況（公表義務なし）

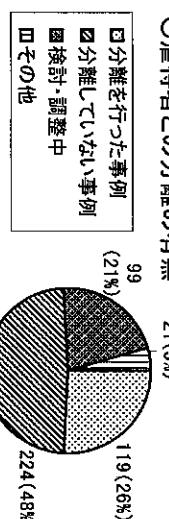
<虐待を受けた人の状況>



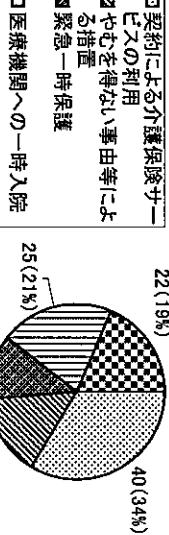
<虐待への対応策>（重複あり）



<虐待への対応策>（重複あり）



※H21年度の事例のうち、H22年度に入って対応を行ったものも含む。



<虐待を受けた人の状況>

